

# 特例を受けるには — 復興特区税制（法37条～第40条） —

## 【指定・認定の流れ】

### ①復興推進計画の認定

①仙台市が作成した復興推進計画は、平成24年3月2日に内閣総理大臣の認定を受けました。

（指定の申請前に事前にご相談ください。）

### ②認定地方公共団体へ指定事業者（注1）の指定の申請

②指定を受けようとする個人事業者又は法人（注2）は、指定事業者事業実施計画（注3）その他の事項等を記載した申請書を、認定地方公共団体に提出します。

（注2）新規立地促進税制は、法人のみ適用

（注3）新規立地促進税制においては、推定法人事業実施計画

（注1）新規立地促進税制においては、指定法人（以下同じ）

### ③認定地方公共団体による指定

③認定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者又は法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は指定要件を満たしているものを指定します。（法第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項）

### ④指定に係る事業の実施状況報告

④指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1ヶ月以内に、認定地方公共団体に提出します。（法第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、第40条第2項、施行規則第9条第1項、第12条第1項、第15条第1項、第18条第1項）

### ⑤認定地方公共団体による認定書の交付

⑤認定地方公共団体は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として1ヶ月以内に、指定事業者に対して、復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。（施行規則第9条第2項、第12条第2項、第15条第2項、第18条第2項）

確定申告

特例適用

担当：仙台市経済局農林部農政企画課

TEL：022-214-8266

FAX：022-214-8338